

岩国地域における公共施設アクションプログラム

装港エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域装港エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
装港	8	1,032	1,901人	198人 (10.4%)	990人 (52.1%)	713人 (37.5%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域装港エリアの公共施設は、10施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	学習等供用会館	装港	装港供用会館	○	RC	1974	532.37	×	土砂	継続	検討	34
2	市民文化系施設	学習等供用会館	装港	装束供用会館	—	RC	1977	155.15	○	土	継続	譲渡、協議	38
3	学校教育系施設	小学校	装港	装港小学校	○	RC	1960	3,173.14	○	土・洪・高	継続	検討	154
4	子育て支援施設	放課後児童教室	装港	装港放課後児童教室	○	装港小学校併設			○	土	継続	検討	227
5	行政系施設	出張所等	装港	装港出張所	○	RC	1974	52.00	旧	土	継続	検討	249
6	行政系施設	消防団車庫等	装港	麻里布分団第4部消防車庫	—	W	1975	120.95	旧	土・高	継続	維持(修繕)、検討	260
7	行政系施設	消防団車庫等	装港	麻里布分団第5部消防車庫	—	W	1982	94.97	○	土・洪・高	継続	維持(修繕)、検討	260
8	行政系施設	その他行政系施設	装港	岩国港船員待合所	—	CB	1970	83.84	旧	高	継続	譲渡、協議	272
9	その他	普通財産集会所	装港	新地自治会館	—	LGS	1988	51.70	○	土	継続	譲渡、協議	328
10	その他	普通財産集会所	装港	新港地区集会所	—	W	1980	121.28	旧	土	移転	廃止、協議	329

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分

担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう
に地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行う
とともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営
手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
装港エリア	装港供用会館	8	1,032世帯	1,901人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、供用会館が1. 装港供用会館、2. 装束供用会館の2施設、普通財産集会所が9.
新地自治会館、10. 新港地区集会所の2施設、合わせて4施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決
に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な
活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設
定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地
域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対
象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定
めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が
困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、
地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、
修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 装港供用会館

耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいる。しかし、出張所を併設し、地域づくり拠点施
設として位置づけることから、出張所を含めて周辺施設への機能の移転や複合化について、検討・
協議を行う。

2. 装束供用会館

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として利用されていることから、地域自治
会等への譲渡又は集会所への建替え（支援等を含む。）について協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合又は集会所への建替え（支援等を含む。）に至ら
ない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

9. 新地自治会館

公共事業を実施するための条件整備として建設した施設で、新耐震基準で建設した施設であり、
一定の改修を行うことで継続使用が可能なこと、施設は地域自治会に無償貸付けし、管理運営費を
含めて自治会が管理運営している実態を考慮し、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域

自治会と協議する。地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止について協議する。

10. 新港地区集会所

公共事業を実施するための条件整備として建築した施設であるものの、旧耐震基準の施設で老朽化が進んでいる。

施設は地域自治会に無償貸付けし、管理運営費を含めて自治会が管理運営している実態を考慮し、施設の在り方について廃止を含めて地域自治会と協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、譲受けの意向がある場合は、施設の修繕の在り方を含め地域自治会と協議する。

ウ アクションプログラム

1. 装港供用会館

装港エリアの地域づくり拠点施設とします。装港出張所との複合施設で、1974 年に旧耐震基準で建設し、建築から 49 年経過しています。フォークダンスや卓球などに利用され、諸室の稼働率は 0.5%~7.9%で、年間約 2,700 人が利用しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、地域づくり拠点施設の在り方を含め、令和 7 年度までに移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議を行います。

管理運営は市が直営で行っており、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法を令和 7 年度までに検討します。

2. 装束供用会館

1977 年に旧耐震基準で建設し、建築から 46 年経過しており、耐震診断の結果、耐震基準を満たしています。フォークダンスや卓球など市民団体の自主的な活動に利用され、諸室の稼働率は 0.3%~1.9%で、年間 600 人が利用しています。

地元自治会が指定管理者となり、管理運営（市が光熱水費等を支出）していることから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和 7 年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

9. 新地自治会館

公共事業の実施に伴う地元要望に応え設置した施設で、1988 年に新耐震基準で建設し、建築から 35 年経過しています。地域に無償で貸し付け、一部の費用負担を含めて地域が管理運営していることから、地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和 7 年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

10. 新港地区集会所

公共事業の実施に伴う地元要望に応え設置した施設で、1980 年に旧耐震基準で建設し、建築から 43 年経過しています。地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していますが、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和 7 年度までに地元自治会と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和 7 年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) 小学校

小学校として、3. 装港小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165 ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童の社会性の確保の観点から、児童数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設のあり方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

3. 装港小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「検討する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。

検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合は、耐震基準を満たしているものの、建築後 60 年を経過していることから施設については、必要な修繕を行い継続使用するか、適正規模での建替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。施設の建替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

ウ アクションプログラム

3. 装港小学校

校舎は 1960 年に、体育館は 1954 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は 2014 年に、体育館は 2009 年に耐震改修を行い、耐震基準を満たしていますが、建築からそれぞれ 63 年、69 年経過し老朽化が顕著となっています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」等に基づき、令和 7 年度の東小学校との統廃合に向けて調整を行っています。

移転後の施設は老朽化が顕著なことから、廃止も含め、跡地活用について検討・協議します。

(3) 放課後児童教室

放課後児童教室として、4. 装港放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 229 ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童 1 人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性**4. 装港放課後児童教室**

学校内の教室を使用して開設していることから、学校の改修等にあわせ検討する。

ウ アクションプログラム**4. 装港放課後児童教室**

装港小学校の教室を使用して開室していることから、学校施設の適正化の取組に合わせて対応します。

(4) 出張所

出張所等として、5. 装港出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 251 ページを参照）**【機能】【建物】**

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性**5. 装港出張所**

旧耐震基準で建設し、地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、周辺の公共施設の方向性を踏まえ、施設の移転や複合化等について検討する。

ウ アクションプログラム**5. 装港出張所**

装港供用会館との複合施設で、1974 年に旧耐震基準で建設し、建築から 49 年経過しています。

施設は、併設する装港供用会館に合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(5) 消防団車庫等

消防団車庫等として、6. 麻里布分団第 4 部消防車庫、7. 麻里布分団第 5 部消防車庫の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）**【機能】【建物】**

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

6. 麻里布分団第4部消防車庫、7. 麻里布分団第5部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

6. 麻里布分団第4部消防車庫、7. 麻里布分団第5部消防車庫

麻里布分団第4部消防車庫は旧耐震基準で、麻里布分団第5部消防車庫は新耐震基準で建設し、建築から41年と48年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、消防団施設の再配置計画を令和8年度までに策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(6) その他行政系施設

その他行政系施設として、8. 岩国港船員待合所を設置しています。

ア 基本方針(個別施設計画から抜粋。詳細は276・277ページを参照)

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

8. 岩国港船員待合所

旧耐震基準の施設であり、老朽化が顕著になっているものの、岩国港へ寄港する貨物船等の船員が上陸、乗船する際に利用する通船の待合施設であり、通船業者に使用を許可し、費用負担を含めて管理運営していることから、譲渡について協議する。

ウ アクションプログラム

8. 岩国港船員待合所

1970年に旧耐震基準で建設し、建築から53年経過しています。通船業者が費用負担を含めて管理運営していることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

4. 岩国地域装港エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設(2施設)

ア 集会系施設(2施設)

2. 装束供用会館、9. 新地自治会館

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、施設改修等の支援の在り方を含め、関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2. 9	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
2	適化法との関係整理									
協議先	2. 装束町自治会連合会、9. 新港新地自治会									
担当部署	地域づくり推進課									

(2) 廃止について協議する施設（1施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設

該当する施設はありません。

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（1施設）

10. 新港地区集会所

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
10	利用実態の精査 廃止に向けた協議			除却計画に基づく対応						
協議先	新港本町自治会									
担当部署	地域づくり推進課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（1施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設

該当する施設はありません。

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（1施設）

8. 岩国港船員待合所

【対応方針】

通船の待合施設として必要なことから、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
8	必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	水産港湾課									

(4) 今後建て替え等が必要な施設

該当する施設はありません。

(5) 今後検討が必要な施設(6施設)

ア 移転・複合化を検討する施設(2施設)

1. 装港供用会館、5. 装港出張所

【対応方針】

地域づくり拠点施設の在り方を含め、令和7年度までに施設の移転・複合化や建て替えについて検討します。当面、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1. 5										
	移転・複合化、建て替えの検討・協議			検討・協議結果に基づき対応						
協議先	装港地区自治会連合会									
担当部署	地域づくり推進課									

イ 消防団施設(2施設)

6. 麻里布分団第4部消防車庫、7. 麻里布分団第5部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
6. 7	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置 計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	麻里布分団第4部、麻里布分団第5部									
担当部署	危機管理課									

ウ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設(2施設)

3. 装港小学校、4. 装港放課後児童教室

【対応方針】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」等に基づき、令和7年度の東小学校との統廃合に向けて調整を行っています。移転後の施設は老朽化が顕著なことから、廃止も含め、跡地活用について検討・協議します。放課後児童教室は、学校施設の適正化の取組に合わせて対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3. 4										
	統廃合に向けた調整			跡地活用の検討・協議			協議結果に基づく対応			
協議先	3. 地元関係者									
担当部署	検討を行う部署・・・教育政策課、学校教育課、保育幼稚園課 施設維持管理・・・3. 教育政策課、4. 保育幼稚園課									

5. 再編・再配置の検証

装港供用会館・装港出張所の移転先についてエリア内の公共施設で可能性を検証します。

(1) 検証対象施設

装港供用会館・装港出張所

ア 装港供用会館の利用状況（Ｒ４）

内容	使用している部屋	月平均開催数	1回あたりの利用者数
卓球	集会室	9	6人
詩舞		3	2人
公民館事業		2	15人
通いの場	和室	4	10人
自治会、民生委員ほか会議	集会室 和室 学習室	4	6人～22人
文化講座		3	10人
その他		3	4人

イ 装港供用会館の諸室の利用状況

部屋の名称	部屋面積	利用回数・稼働率	利用者数	特記事項
調理実習室	46 m ²	0件 0%	0人	—
和室	69 m ²	57件 5.3%	482人	—
学習室	49 m ²	59件 5.5%	446人	—
集会室	144 m ²	139件 12.9%	951人	—
保育室	28 m ²	2件 0.2%	13人	—

ウ 装港出張所の利用状況

内容	面積	受付件数	職員体制
会計関係取扱	52 m ²	1,243件	再任用1名 会計年度職員2名
その他事務取扱		2,823件	

(2) 装港供用会館・装港出張所の移転先の可能性についての検証結果

・装港供用会館の利用実態として、最も稼働率の高い部屋は、集会室（144 m²）で、次に稼働率の高い部屋は、学習室（49 m²）と和室（69 m²）となっています。

集会室は、卓球や詩舞といった地域の活動としての利用が多く、次に公民館事業として、このほか会議や文化講座としても利用があります。1回当たりの利用者数は10～15人程度で、会議によっては20人程度の利用もあります。

和室は、毎月、通いの場として10人程度の利用があり、学習室は、文化講座や会議として10～20人程度の利用があります。

・出張所の機能としては、3人の職員体制で、年間の事務受付件数は4,066件となっており、月平均としては340件程度となっています。

以上の利用実態から、装港供用会館の移転先の候補としては、共催クラブの利用が可能となるよう、また、公民館事業の利用も加味し、少なくとも15人程度が収容できる居室が必要とされます。

装港出張所の移転については、現在と同程度の職員数を配置することができるスペースの確保が必要とされます。

以上の検証結果から、同一エリアの他の公共施設への移転は困難であり、装港小学校の学校開放事業等の機能を含め、統合後の装港小学校跡地への移転・複合化を地域住民との協議を行い、検討を行います。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、以下のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8／10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8／10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認したうえで利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行った上で、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされており、こうした評価を適切に実施するためにも、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

岩国地域、装港エリアの公共施設（集会系施設を除く。）では、岩国市営立石プールに指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

7. 施設位置図

